りょうかわ

学校だより　令和元年９月３０日号　新潟市立両川小学校

特別支援教育を考える

校長　　中村　雅芳

９５．３％，９６．４％‥この数字は，令和元年度の新潟市立小学校，中学校における特別支援学級の設置率です。もはや，ほぼ全ての小中学校に特別支援学級が設置され，全市で１８８５名（前年比＋１４０名）の在籍児童生徒が学んでいます。

新潟市児童生徒数	H.21　64,579 名　→　R.01　55,574 名	10 年間で 9,005 名減少
特別支援学級に在籍する児童生徒数	H.21　９１３名　→　R.01　1,885 名	10 年間で　972 名増加

もっと大局的に視ると，上記のとおりです。１０年前で全児童生徒数は０．８６倍となったのに対して，特別支援学級に在籍する児童生徒数は２．０６倍となっています。この変化は，新潟市が「障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を平成２８年４月１日から施行し，全市を挙げて取り組んできた成果であると共に，新潟市教育委員会が学校教育の重点として定め，強力に推進してきた「自立と社会参加の力を育む特別支援教育の推進　インクルーシブ教育システム*の構築」が，着々と実現していることの現れであり，良い傾向だと捉えています。

かつては，特別支援学校に勤務する専門性の高い教師が担当していた「特別支援教育」は，もはや特別なものではなく，教職員全員が専門性を高めていかなければならないものに変わりました。私たち両川小学校教職員も，日々研修を深めながら，専門性を高める努力を続けています。

そんな流れの中にありながら，残念なのは特別支援教育に対する世間の認知がもうひとつ広まっていかないことです。『発達障害の子どもたち』（講談社現代新書 2007）を著した杉山登志郎医師も，そのような現状を以下のように憂いています。

発達障害に対する親たちの誤った意見。まずは発達障害の子どもを抱える家族から聞くことが多い意見を挙げたい。

＜幼児期の発達障害の子どもをもつ両親に多い意見＞
・発達障害は病気だから医療機関に行かないと治療はできない。
・病院に行き，言語療法，作業療法などを受けることは発達を非常に促進する。
・なるべく早く集団に入れて普通の子どもと接するほうがよく発達する。
・偏食で死ぬ人はいないから偏食は特に矯正をしなくて良い。
・幼児期から子どもの自主性を重んじることが子どもの発達をより促進する。

＜学校進学を控えた子どもを抱える家族に多い意見＞
・発達障害は一生治らないし，治療方法はない。
・発達障害児も普通の教育を受けるほうが幸福であり，また発達にも良い影響がある。
・通常学級から特殊学級（特別支援教室）に変わることはできるが，その逆はできない。
・養護学校（特別支援学校）に一度入れば，通常学校には戻れない。
・通常学級の中で周りの子どもたちから助けられながら生活するのは本人にも良い影響がある。
・発達障害児が不登校になったときは一般の不登校と同じに扱い登校刺激はしない方が良い。
・養護学校卒業というキャリアは就労に際しては著しく不利に働く。
・通常の高校や大学に進学ができれば成人後の社会生活はより良好になる。

おのおのについて，皆さんはその是非をどのように思われただろうか？これらはすべて，私から見ると誤った見解か，条件つきでのみ正しい見解であって，一般的にはとても正しいとは言えない。なぜ正しくないか，詳しくは私の著書を読んでいただければと思うが，このように発達障害についてはまだまだ大きな誤解や完全な誤りがあるのが実情である。（中略）／ゴールである「自立」とは何か？人として生まれた子どもが，受精した瞬間から社会の中で生き，自立するまでの過程全体が「発達」である。そう捉えると，発達障害のゴールは自立であることは疑いないだろう。では自立とはどのような形態か？私は，次の３つを自立の目標としている。

１．自分で生活できる　　２．人に迷惑をかけない　　３．人の役に立つ

つまり，仕事を得て税金を払う人となり，さらに社会的なルールを守ることができていれば，自立という課題は達成できたことになる。／子どもは発達をしてゆく存在であり，当然，発達障害の子どもたちも日々発達してゆく。その過程で，凸凹や失調は，全体として改善してゆくのが普通である。子どもの頃に発達障害をもっていたとしても，生活をしてゆくうえで支障になるようなハンディキャップをもち続けているとは限らない。むしろ改善が，大多数の場合には実現可能である。／発達障害の治療や教育の目的は，「さまざまなサポートや教育をおこない，健全な育ちを支えることによって，社会的な適応障害を防ぎ障害ではなくなる」というところにある。／よって，子どもを正常か異常かという二群分けをおこない，発達障害をもつ児童は異常と考えるのは完全な誤りである。発達障害とは，「個別の配慮を必要とするか否か」という判断において，個別の配慮をしたほうがより良い発達が期待できる，ということを意味したものである。

https://mi-mollet.com/articles/-/15740

杉山登志郎医師の言葉に，全面的に賛同します。差別や偏見は，子どもたちの健全な発達を阻害する根源となります。いま，日本の教育は，どのような方向に動いているのか正しくご理解いただき，差別や偏見を廃し，共に歩んでいけたらと願っています。『発達障害の子どもたち』（講談社現代新書 2007）を読んでみたいという方がいらっしゃいましたら，遠慮なくお申し出下さい。お貸しいたします。

＊障害者権利条約によれば，インクルーシブ教育システムとは，人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり，障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと，自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること，個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。平成１８年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された，新しい概念である。（文部科学省ＨＰより）